

第5回情報法制シンポジウム Day2

開催報告

「個別報告②:EUのAI整合規則提案

—新たなAI規制戦略の構造・意図とブリュッセル効果の威力—

「テーマ②:コロナ対策の体温自動測定GDPR違反事件と

個人データ該当性判断～日本の個人情報保護法への示唆」

一般財団法人情報法制研究所 事務局

開催報告

情報法制研究所(JILIS)は、2021年7月11日(日)から22日(木)にかけて、第5回情報法制シンポジウムを開催した。新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、本シンポジウムは昨年に引き続きオンラインでの開催となった。

ここでは、上記期間中に実施された計3回のうち、Day2(7月13日(火)開催)の様子を振り返ることとしたい。

なお、文中意見にかかる部分は、筆者の意見であることをあらかじめ申し添える。

司会の鈴木 正朝氏(JILIS 理事長・新潟大学 教授)による挨拶で開会すると、新保 史生氏(情報法制学会(ALIS)代表・JILIS 参与・慶應義塾大学 教授)が「EUのAI整合規則提案—新たなAI規制戦略の構造・意図とブリュッセル効果の威力—」と題して報告を行った。

2021年4月、EUは「人工知能に関する整合規則(人工知能法)の制定及び関係法令の改正に関する欧州議会及び理事会の規則提案(新保氏訳。以下「AI整合規則提案」という。)」を公表した。AI整合規則提案は、目的や用途等により分類されたリスクに応じた規制を導入しようとするものである。新保氏は、以下のとおりAI整合規則提案の内容を概観した。

特定のAIの利用禁止：利用禁止の対象となる行為は、サブリミナル技術による人の行動を歪める利用、公的機関による社会的スコアリングなど。EUの念頭にはこれらを推進している中国があると見た。

高リスクAIに関する義務：プロバイダは、リスクマネジメントシステム要求事項を満たすこと、品質マネジメントシステムを構築することが求められる。高リスクAIには日本企業が開発するAIシステムも該当するとした。

また、プロバイダは、事前規制として適合性評価が課され、適合宣言書への署名・CEマーキングを求められる。また、事後規制としては、AIデータベースへの登録、市販後のモニタリングの実施、インシデント報告を行う義務が課されている。

透明性要件：自然人とのやりとりが発生するAIシステムのプロバイダは、AIとやりとりしていることが分かるように通知する必要がある。この点、cookie規制同様に無意味な表示が増えるのではないかという懸念が示された。

ガバナンスと法執行：ガバナンスとしては欧州人工知能委員会(EAIB)が設置され、法執行については各加盟国監視当局が市場監視結果を定期的に欧州委員会に報告することとされている。

以上を踏まえたうえで、AI整合規則提案はリスクに応じた利用規制であり、EU市場に上市する製品の製造者等に課されている既存の製品安全規制の延長に過ぎないと示唆した。

鈴木氏からAI整合規則提案のブリュッセル効果もたらす日本への影響について問われると、新保氏は、統一的ルールの作成等、日本ではAIに関する取り組みが相当早くから進められてきたものの、非拘束的なものとなったがゆえにその原則が機能するかについては疑問を持たざるを得ない方向にあると現状を指摘したうえで、日本ではAI整合規則提案に対し「包括規制である」「規制緩和す

べき」と反応されて GDPR 導入時の二の舞になる、すなわち、ルールを守らなければいけない時期が到来しても「規制は時期尚早」と主張しているような状況になるのではないかと答えた。

AI 整合規則提案について、ソフトローによる規制とすべきという議論もあるのではと鈴木氏が話題を提起すると、新保氏は、プロバイダが行うべきとされている内容は主にマネジメントシステムの構築である点を強調した。すなわち、利用禁止の対象となる AI システムを製造したい者にとっては文字通り包括規制であるものの、高リスク AI については CE マーキングを取得することのみが必要であり、AI 整合規則提案を包括規制と捉える現在の日本のスタンスでは、製品輸出が滞ってしまうのではないかと懸念を示した。

シンポジウム後半では、コロナ禍における体温自動測定をテーマに報告・パネルディスカッションが行われた。まず、金塚 彩乃氏（弁護士・フランス共和国弁護士）が「体温自動測定 GDPR 違反 コンセイク・データ判例解説」と題して報告を行った。

はじめに、政府諮問機関としての役割を持つフランスの CONSEIL D'ÉTAT（国務院）について紹介した。コロナ禍において、コンセイク・データの緊急審理手続では 647 件の判決が出されており、その一部では政府が取った措置の執行の一時停止や実施方法の変更が命令されたと説明した。緊急審理手続とは、48 時間以内に判断が示される迅速な権利救済のための手続であり、訴えの利益や原告適格が広く認められる点が重要であると指摘した。

金塚氏が取り上げた判例の事案は、フランスの Lisses 市の①市役所および②小学校において、新型コロナウイルス対策として体温計測カメラが設置されたことに対し、人権同盟という NGO が、GDPR 上問題が生じるとしてその撤去を求めたものであった。一審のヴェルサイユ行政裁判所は申立てを棄却し、その後コンセイク・データに上訴されたが、金塚氏は両裁判所の判断を以下のとおり説明した。

ヴェルサイユ行政裁判所は、①市役所への体温計測カメラの設置について、個人特定が可能であり、GDPR がすべての「業務遂行」を対象としている以上、体温測定は個人データの取扱いに該当するとしたうえで、希望者のみが計測し、結果により施設の利用が阻害されないことから、同意があると認定した。また、②小学校への設置についても、個人特定が可能であり、個人データの取扱いにあたるとしたうえで、保護者の同意が有効であると、①②いずれも GDPR 違反はないと結論づけた。

一方、コンセイク・データは、データが記録されていなくても、取得された情報に基づいて決定がなされる場合には、GDPR 上の個人データの取扱いにあたるとしたうえで、①市役所については体温測定の結果次第で施設の利用が阻まれるわけではないことから、個人データの取扱いに該当せず、GDPR 非該当であると判断した。②小学校については、体温測定の結果次第で学校への入構可否が決定されるため個人データの取扱いに該当するとしたうえで、体温測定に同意しなければ学校に入れないため、自由に与えられた同意ではなく有効ではないと判断し、GDPR 違反であるとした。

また、判決では、情報がセンシティブであること等に鑑みて、このようなデータの取扱いについては、実施条件とリスクを明確にし、事前の影響評価を行わない限り実施できないとされ、さらに、実施するにあたっては法的根拠または同意が必要であるとされた。

結論として、コンセイク・データは、当該事案では事前の影響評価手続が踏まれておらず違法であるとし、ヴェルサイユ行政裁判所の決定を取り消すとともに、Lisses 市に対し②小学校における体温計測カメラの使用終了を命じたと説明した。

おわりに、金塚氏は CNIL がコンセイク・データの判決に先立ち表明した意見を紹介し、スマートカメラの利用に関する注意喚起と遵守されるべきルールが示されているとした。また、容易に同意を使えばいいというものではないとして同意の有効性について警鐘を鳴らしており、異議を述べる権利が重要であるとの指摘もあったと説明し、続くパネルでの議論へとつないだ。

パネルディスカッションにおいて、曾我部 真裕氏（JILIS 理事・京都大学 教授）は、フランスで差し止めになったカメラによる体温測定は、日本では現在一般に行われていることであり、PIA まで必要だとする判決は日本では違和感があるだろうとし、フランス国内での受け止めについて問いかけた。

また、日本ではカメラによる体温測定のような行為についてまで法令の根拠を設けるということは考えられず、フランスと日本における法治国家に対する考え方の違いが浮き彫りになったのではないかと指摘した。このほか、申立てを行った人権団体の役割の重要性を強調し、人権団体の活動があまり活発ではない日本の状況と対比した。



高木 浩光氏（JILIS 理事・産業技術総合研究所 主任研究員）からは、日本法にどのような示唆が得られるかについて報告があった。

カメラによる体温測定が個人情報の「取得」に該当するかという点については、行政機関個人情報保護法と個人情報保護法における記録要件の有無を指摘し、前者では非該当だが後者では該当するのではないかと述べた。

また、測定情報には氏名等が含まれていないため、日本法上は個人情報非該当と判断されるだろうとしながらも、その場の職員が学校に入れる／入れないという選別・決定をすることにコンセイユ・データの判決は着目しており、本来は日本法でも個人情報該当性を認めるべきだとした。個人情報該当性は法目的から導出すべきであり、人をデータで評価・選別しているのであれば、どのようなデータであっても個人情報に該当し、保有や記録していることは前提として不要だと述べ、判決はその考え方に合致していると示唆した。

新保氏からは、EU では GDPR 上、公衆衛生にかかる公共の利益を理由とする処理が必要となる場合の適用除外が明記されており、公衆衛生が優位となるとされているところ、ラチェット効果が生じて歯止めがかからなくなってしまう可能性について指摘があった。

また、検温とプライバシーの関係では、月経周期などバイオリズム情報や人種に関する情報が意図せず明らかになってしまう等の問題があり、また、プライバシーへの影響度合いは体温の正確性に左右されるため、薬機法に基づく体温計による測定と検温器による測定を分けて考えるべきではないとした。そのうえで、日本法では体温の数値のみでは個人情報に該当せず、健康診断の結果として取得する場合は個人情報に該当すると述べた。

日本版 PIA の評価について問われた高木氏は、何をプライバシーとするかという観点がないことが問題であり、利用目的の妥当性チェックが日本版 PIA では行われていないと述べた。データによ

る選別について対策を講じるというデータ保護法制の趣旨について認識を合わせていくしかない、今後のあるべき方向性を語った。

三氏のコメントをうけて金塚氏は、違和感をどのように守っていくかが重要であると語った。実際に、判決を紹介した際、女性から「体のリズムが体温から分かってしまう」と賛同の声が多かったと紹介した。また、フランス国内における判決への反応も、驚きというよりは冷静な受け止め方をされている印象であったことも共有された。

最後に、フランスが警鐘を鳴らしていたのは、公衆衛生が先走って個人の権利が置いていかれるのではないかとという点であり、守られるべきラインはどこなのかが議論されていたと語った。コンセイユ・データも公衆衛生上の目的は正当なものであると判決のなかで言及しているが、比例原則をどこまで行政が意識しているかに目を光らせていると思われ、日本ではその観点が見落とされがちなのではないかと示唆した。

鈴木氏は、形式的・手続的に規定されてきた個人情報保護法が公民一元化等を経て大きく変容する時期にあるとし、個人情報保護法の法目的に立ち戻り、人間の自由を確保するという点をどうデータ保護法制のなかで引き取るべきかが、デジタル社会における法的基盤整備の一つの方向性であるだろうとして、パネルディスカッションを締めくくった。

末尾となるが、開催に向けてご尽力いただいたすべての関係者に謝意を表し、本シンポジウムの開催レポートとしたい。

第5回情報法制シンポジウム Day2

「個別報告②：EUのAI整合規則提案－新たなAI規制戦略の構造・意図とブリュッセル効果の威力－」

「テーマ②：コロナ対策の体温自動測定 GDPR違反事件と個人データ該当性判断～日本の個人情報保護法への示唆」

日時：2021年7月13日（火）13:00～15:30

会場：オンライン開催

共催：情報法制学会（ALIS）

プログラム

司会：鈴木 正朝（JILIS 理事長・新潟大学 教授）

13:00～13:05	開会挨拶 鈴木 正朝
13:05～13:55	個別報告①「EUのAI整合規則提案－新たなAI規制戦略の構造・意図とブリュッセル効果の威力－」 新保 史生（情報法制学会（ALIS）代表・JILIS 参与・慶應義塾大学 教授）
13:55～14:55	テーマ②「コロナ対策の体温自動測定 GDPR違反事件と個人データ該当性判断～日本の個人情報保護法への示唆」 報告「体温自動測定 GDPR違反コンセイユ・データ判例解説」 金塚 彩乃（弁護士・フランス共和国弁護士）
14:55～15:25	パネルディスカッション 司会：鈴木 正朝 パネリスト：金塚 彩乃 新保 史生 曾我部 真裕（JILIS 理事・京都大学 教授） 高木 浩光（JILIS 理事・産業技術総合研究所 主任研究員）
15:25～15:30	まとめ・閉会宣言 鈴木 正朝